

青森市自殺対策行動計画(第2期計画)(素案)【概要版】

令和6年9月10日
民生環境常任委員協議会
【配付資料1】保健部

1 趣旨

自殺対策基本法において、市町村は、国の自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策行動計画並びに地域の実情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとされ、本市では令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「青森市自殺対策行動計画」を策定した。

このたび、令和4年10月に国が改定した自殺総合対策大綱や、第1期計画における課題を踏まえ、「青森市自殺対策行動計画(第2期計画)」を策定するもの。

4 これまでの自殺対策の取組と課題

- これまで、市民への正しい知識や理解の普及啓発及び相談窓口の周知に努める等相談体制の充実・強化を進めるとともに、地域におけるネットワークの強化等の基本施策や、ハイリスク層ごとの課題に着目した重点施策に、全庁的な体制の下、部局横断的に達成状況等を点検・評価等し、取組を進めてきたところ。
- 直近の数値等による評価では、評価指標15指標のうち6指標において、目標を達成しているが、計画の目標である自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)14.8については、令和4年時点では目標未達成となっている。
- 本市の自殺死亡率は増加傾向にあり、令和4年は20.9と依然として全国平均17.5を上回っている。
- 年代別自殺者数では、男性は30～59歳が、女性は60歳以上が5割以上を占めているほか、性別では、男性が約7割を占めている。職業別では、男性・女性ともに「有職者」が、女性ではさらに「年金・雇用保険等生活者」が多くなっており、原因・動機では、「勤務問題」の割合が増加傾向となっている。このため、本市では「働き盛り世代」をはじめとした男性と「高齢者」への対策を更に推進するとともに、国が令和4年10月に示した「自殺総合対策大綱」を踏まえ、女性に対する支援についても強化する必要がある。
- 19歳以下の自殺死亡率は国で上昇傾向にあり、本市においても自殺死亡者がいる状況が続いていることから、子ども・若者対策についても一層推進していくことが必要。

5 国の大綱、県の計画

【国:自殺総合対策大綱(令和4年10月改定)】

- ① 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- ② 女性に対する支援の強化【新規】
- ③ 地域自殺対策の取組強化
- ④ 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

【県:いのち支える青森県自殺対策計画(令和6年3月策定)】

6 市の計画における自殺対策の基本方針

- 1 生きることの包括的支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 市、関係団体、民間団体等、市民が明確な役割をもって連携・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

2 計画の位置付け

青森市総合計画前期基本計画 基本政策2「人をまもり・そだてる」及び青森市健康寿命延伸計画(第2次)に掲げる「こころの健康づくり」における自殺対策の取組を具体化して、総合的に推進していくための事業計画として策定。

また、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく市町村自殺対策計画として策定。

3 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間
(市総合計画前期基本計画の期間と合わせる)

7 自殺対策の取組

【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化

家庭や学校、職場、地域の生活の中で生じる様々な問題が深刻化し、追い込まれていくことがないよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの様々な領域のネットワークを強化し、課題解決に向けて支援

【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成

市民の誰もが心の健康に関心を持ち、心身の不調に早期に気づき、支え、見守ることができる人材を育成するとともに、積極的に心身の健康づくりを伝える人材を養成する等、幅広く自殺対策や心の健康を支える人材を育成

【基本施策3】 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こる可能性があり、危機に陥りそうなときには、誰かに援助を求めることが相談窓口があることなどが地域全体へ広がるよう、関係機関と連携して普及啓発を行う

【基本施策4】 生きることの促進要因への支援

居場所づくりや生きがいづくり、自己肯定感を持つ場所や顔の見える関係づくり等の機会を増やすとともに、自殺未遂者等への支援や、生活上の困りごと、心配ごと、負担感、不安等を減らす相談支援や見守りなどの取組を行う

【基本施策5】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

心に不安を抱いたり、困難やストレスに直面した児童生徒が、信頼できる大人に助けの声をあげたときに、大人が児童生徒のSOSをキャッチできるよう、様々な施策を推進

【基本施策6】 女性への支援の強化【新規】

全国的に女性の社会進出が進んできた一方で、非正規雇用の多さに起因する不安定な就労環境、貧困や孤独・孤立問題、妊娠・出産・育児に伴う身体的・心理的負担の偏在、性暴力・性犯罪被害等、困難な問題を抱える女性への支援を推進

【重点施策1】 高齢者に対する取組【拡充】

高齢者世代の自殺者数が多く、高齢者の閉じこもりやうつ状態を予防することが介護予防の観点からも必要であり、地域の中で生きがいや役割を持って生活できる地域づくりや健康づくりを推進

【重点施策2】 働く世代に対する取組

勤労世代では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合や、傷病や障がい、ハラスメントなどの人間関係の問題等を抱えている場合もあり、働く世代のリスクに対し、家庭、地域、職場の領域から、多職種、多分野の連携により支援できるように取り組む

【重点施策3】 子ども・若者に対する取組

悩みを抱えた子ども・若年層が相談できるよう、教育機関や家庭・地域がゲートキーパーの役割を担えるような仕組みづくりと併せ、保護者に対する相談支援の推進に取り組む

【重点施策4】 健康問題を抱える人への支援

健康問題による自殺者の割合が高い状況にあり、心身の健康不安を抱える人への早期支援に取り組む